

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：西新宿三丁目西地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 八木 秀夫

所在地：東京都新宿区西新宿三丁目11番16号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業

種 類：高層建築物の新築、住宅団地の新設

3 対象事業の所在地

所在地：東京都新宿区西新宿三丁目11-12 他

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の最大値は評価の指標とした基準値を下回るとしているが、最大値出現地点付近には小学校等の配慮すべき施設が存在していることから、環境保全のための措置を徹底すること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音の増加レベルは0～1 dB 未満としているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

環境保全のための措置として、防風植栽、大屋根、防風壁等の設置により風環境への影響の低減を図るとしているが、計画地内には、不特定多数の人が利用する歩行者デッキや防災機能を備えた広場が整備される点にも留意し、良好な風環境を確実に確保するよう努めること。

【景観】

代表的な眺望地点及び眺望の状況について、高層住宅棟以外にも計画地東側の十二社通り沿いには別棟が建設されることから、可能な限り沿道から計画地内の計画建築物が把握できる地点を追加し、この地点からの眺望の変化の程度について予測・評価すること。